

よくある質問

(※東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課に内容確認の上、東京都福祉保健財団が作成)

	Q	A
1	<p>申請書類に定款がありますが、事業目的に「たん吸引」を入れる必要がありますか？現在の定款でも差し支えないでしょうか？</p>	<p>現在の定款のままで差し支えありません。また、今後、定款の変更時に事業目的に「たん吸引」を入れる必要はありません。</p>
2	<p>登録適合書類の備品一覧表について、備品はすべて、利用者の家にあるもの、訪問看護で用意しているもの、病院から貸し出されたものを使っており、事業所が備品として所持している備品はありません。この場合、どのように申請すればいいでしょうか？</p>	<p>必要な備品・管理方法等については、医師の指示に従ってください。必ずしも事業所に設置されてある必要はありません（事業所以外に設置されている場合は、備品の設置場所を、備考欄に記載してください）。 なお、医師の指示により、事業所に備品を準備する必要がない場合でも、備品一覧及び、衛生面を考慮した備品の管理方法は作成してください。</p>
3	<p>登録適合書類の備品一覧表について、心肺蘇生訓練用具一式は、どのように使うものでしょうか？事業所が備品として所持する必要がありますでしょうか？</p>	<p>心肺蘇生訓練用具一式は、事業所で実施するOJT研修（心肺蘇生訓練）時に使用するものです。登録事業者が必ずしも常備しておかなければならないものではなく、研修時にレンタルすることで対応したり、又は研修自体を消防署で受講しても差し支えありません。その場合は、その旨を、備品一覧表の備考欄に記載してください。</p>
4	<p>併設されている介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所が登録申請を行う場合、人員配置が一体的である場合は、登録申請書以外の書類は一本化（登録申請書のみ各事業所分提出し、残りの申請書類は1部のみ提出）しても、差し支えないとありますが、変更登録届出書、登録更新申請書についても同様の考え方で良いでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>